

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第32回、平成27年度第3回）

日時 平成27年9月4日（金）
9時30分
場所 ルビノ京都堀川「加茂」

○座長

皆さん、おはようございます。きょうの議題は、前回も討議しました、新しい京都府の計画を詰めるという作業です。前回いろんな意見をいろんな方面から出していただいて、きょう配られた資料にも反映されているはずです。ただ、自分はこういうふうに言ったつもりだというような訂正点もあるかと思いますので、自由に発言いただけたらと思います。

前回の案と今回の案との違いは、できるだけ下線を引いて明らかにするというような配慮がされております。

それでは、資料の説明をお願いします。

議 事

京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）（仮称）中間案について

○事務局

人権啓発推進室です。8月6日の計画素案と今回お配りしております資料2の本文案との、主な変更点を中心に説明します。

資料については、資料1、資料2と、もう一つ、参考資料が改定比較表になっていますので、この参考資料に沿って主な変更点を説明します。

まず、参考資料の1ページです。

計画の名称について、他の計画を参考に「第2次」を後ろのほうに持ってきて、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）（仮称）」という形に変更しています。

また、「第3章 人権問題の現状等」の人権問題の名称のうち、「子ども・青少年」を現計画と同じ「子ども」に戻すということと、あと「感染症・ハンセン病患者等」に「難病」を追加して、「感染症・ハンセン病・難病患者等」としています。前回の懇話会で、ここの名称については保留になっていたところですが、計画本文に難病患者についても追記したことから、とりあえず今回追加したものです。また、各委員から意見をいただきたいと思います。

そして、「犯罪被害者とその家族」を「犯罪被害者等」というふうにしています。これは、家族だけではなく遺族も含める必要があるということで、国の「犯罪被害者等基本法」に合わせた表記にしています。

次に、2ページをお願いします。

「さまざまな人権問題」の、「性的少数者」を「性同一性障害、性的指向」という名称に変えています。これについては、少数者という表現が適当なのかという意見もありまして、国の表現も踏まえて修正しています。

「刑を終えて出所した人」については、前回の懇話会での意見を踏まえまして、「アイヌの人々、婚外子、識字問題」と別に記載しています。

また、「第4章 人権教育・啓発の推進」の2番「（7）マスメディア関係者」についても、前回の懇話会での意見を踏まえまして、「メディア関係者」に変更しています。

次に、計画本文の主な変更・追加箇所について簡単に説明します。

4 ページからの「第 1 章 はじめに」ですが、4 ページから 8 ページについては、若干の文言なり表現の修正をしています。

次に、10 ページ、「第 2 章 計画の基本的な考え方」をお願いします。

計画の目標達成に向けた基本的な考え方につきましては、前回懇話会での意見を踏まえまして、素案から①と②を入れかえています。また、順番をつけないということで、番号を抜いています。

次に、11 ページです。

「(2) 計画の性格」ですが、下のほう、下線を引いてある 4 行、これは、京都府の「明日の京都」の計画との関係を追記しています。

次に、12 ページをお願いします。

「3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針」の「①一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発」につきまして、前回の懇話会の意見を踏まえまして、「違いにかかわらず」という表現を、基本的な考え方の表現に合わせまして、何々により「差別されることなく」に変更しています。

また、13 ページの「④自分のこととして考える人権教育・啓発」については、4 行目以降の下線の部分について、表現を修正しています。

次に、13 ページ下段の「第 3 章 人権問題の現状等」ですが、これは、第 3 章のリード文ですが、このページの下から 2 行目から 14 ページの上から 4 行目までのところに、ヘイトスピーチについての記載を追加しています。

また、8 行目、「弱い立場の人々」の表記のところで、「弱い立場の人々を支えていくという視点」を思いやりの印象を与えないよう、「社会参加していく」と、社会参加という言葉に修正しています。

次に、16 行目、「また」以降のところですが、ユニバーサルデザインの考え方について、障害のある人のみに係る概念ではないという意見も踏まえまして、ここにも追記しています。

次に、15 ページの「同和問題」です。

他の問題と構成をそろえまして、「これまでの取組」については、「現状と課題」という形にまとめています。

次に、16 ページです。

「今後の取組の方向」につきまして、記載の順番を入れかえ、先に「人権尊重の視点から効果的な啓発活動の推進」、次に「現行制度的確な運用と隣保館の活用による取組の推進」としています。

17 ページ、「女性」のところですが、下から 6 行目、ストーカーの事件数を追記しています。

次に、18 ページをお願いします。

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー等については、男女共同参画計画の記載に合わせ、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」という表題として記載をまとめ、性被害者についての記載、加害者への指導等について追記しています。

次に、20 ページです。

「子ども」の部分の 9 行目ですか、子どもの命がおびやかされている現状を記載とするということで、「虐待やいじめなどによって子ども命が失われる事件も後を絶たないなど」という文章を追記しています。

次に、21 ページ、「いじめ、体罰等への対策」のところで、インターネットに係る取組を追記しています。また、この部分は、インターネットの項目にも合わせて併記しています。

次、22 ページです。

「高齢者」のところです。まず、「現状と課題」のところの現状認識の部分の最後を修正しています。また、前回の懇話会で意見がありました「元気な高齢者」という表現については、「元気な」という文言を削除しています。

次に、23 ページです。

「権利擁護」に係る記載につきましては、「介護者支援」の部分を独立しまして、権利擁護についての記載を拡充しています。

また、「社会参加」については、「年齢にかかわらず「社会の支え手」として活躍することができるよう」という表現に修正しています。

次に、「障害のある人」のところです。

23 ページの最後のほうからですが、23 ページの一番最後の行で「バリアフリー」を追加するとともに、片仮名の言葉が3つ続きますので、簡単な説明を付記しています。

また、今回の資料には踏まえていませんが、こういう片仮名表記については、現在の計画と同様に、巻末に用語解説を掲載する予定としています。

24 ページをお願いします。

上から5行目ですか、難病患者については、平成25年の「障害者総合支援法」で障害者の定義に追加されたことから、「難病患者等」を追記し、表現を修正しています。また、障害者雇用率の記載については、「今後の取組の方向」から、「現状と課題」のところに場所を移動しています。また、下段の「権利擁護」に係る記載についても、具体的な記載に修正しています。

また、25 ページの「介護者支援」についても記載を追加しています。また、前回は「自立支援」と「社会参加」に分かれていましたが、今回の案では「社会参加」に統合しています。また、障害者全員が働くべきとの誤解を与えないよう「働く意欲のある」を追加しています。そして、社会参加をする上で重要な住宅確保についても記載を追加しています。

次に、26 ページ、「外国人」です。

「現状と課題」の文章の量が他の項目について若干多いということから、全体的に文章を簡素化し、短くしています。

また、27 ページですが、「施策への意見等の反映」に、「外国籍府民共生施策懇談会」を記載しています。

そして、28 ページの上のところですが、前回の意見を踏まえまして、「地域に定着するための」という表現を「外国籍府民と共に暮らす地域づくり」に修正しています。

そして、「感染症・ハンセン病・難病患者等」ですが、冒頭説明しましたとおり、難病を追加したため、項目名にも「難病」を加えています。本文にいきまして、「ハンセン病」のところですが、前回の懇話会で指摘をいただきました、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」については、記載がまだちょっと追加できていませんが、記載を加えるということにしています。なお、本資料の一番後ろにあります各問題についての年表の中には、「ハンセン病問題基本法」の記載を追加しています。そして、29 ページの下から2行目から、30 ページの上から5行目まで、難病のことを追加しています。また、「難病についての啓発の推進」についても追加しています。

次に、31 ページですが、冒頭説明しましたとおり、項目名を「犯罪被害者等」に修正しています。

次に、32 ページ、「インターネット社会における人権の尊重」ですが、33 ページにかけまして、文章の修正や、京都府の取組の記載を詳しくしています。

次に、34 ページ、「個人情報の保護」です。

ここの下から 2 行目から、「個人情報保護法」に関する記載を追加しています。

また、35 ページの「今後の取組の方向」に、いわゆるマイナンバー制度の導入を踏まえ、これまで以上に厳格に取り組むことについて追記しています。

次に、「安心して働ける職場環境の推進」です。前は、「職場環境づくり」としておりましたが、ここについても、今回、事項名を「推進」という形に修正しています。

そして、37 ページの「就労環境の改善」のところで、前回、意見をいただきました、若者に特化した記載を見直したほか、今後の取組についても拡充して記載をしています。

次に、「自殺対策の推進」、37 ページですが、「現状と課題」のところの 3 行目、自殺対策をなぜこの計画に記載するかについて、「人権の一番の基礎は、「生命に対する権利」であり」という文章を追加しています。これについては、8 月の新聞意見広告で座長にいただきましたコメントというか、御意見を引用する形で追記しています。

次に、39 ページ、「性同一性障害、性的指向」です。

冒頭説明しましたとおり、性的少数者といった場合に、多数者に対する少数者という点が強調されるのではないかと懸念があることなどを踏まえまして、国の啓発重点事項を参考に、名称については、「性同一性障害」と「性的指向」の表記にしたいと考えています。内容的には、学校現場で性同一性障害など、性的少数者に対する配慮を求める文科省の通知が出ていますし、そういうことを踏まえまして、性に多様性があることへの理解を深めるといったことを記載し、性的少数者全体についての記述となるようにしています。

次に、40 ページ、「刑を終えて出所した人」ですが、「アイヌの人々、婚外子、識字問題」と分けたので、具体的な取組等につきましても追記しており、ボリューム等についても少しふやしています。

次に、42 ページです。「今後」の下から 3 行目ですが、前回の懇話会でありました、医療など技術の進歩により新たな人権問題が発生することについて、「科学技術の発展」というふうに文言を追加しています。

次に、「第 4 章 人権教育・啓発の推進」について、43 ページからです。

下から 9 行目、平成 26 年度の府民調査の結果を踏まえまして、人権に関する法律や制度等の周知について追加しています。

そして、以降 58 ページまで、計画の構成を「現状と課題」と「取組の方向」に修正しまして、それに伴い文章や文言を追加しています。

44 ページをお願いします。「保育所・幼稚園・認定こども園」について、「現状と課題」を詳しく記載するかたちで修正しています。

次に、45 ページです。

上から 4 行目以降、府民調査を踏まえた文章や文言の修正と、下から 4 行目に、私立学校や専門学校、大学における人権教育の促進を追加しています。

46 ページです。

この部分についても、大分変わっていますが、全体に文章や表現、文言の追記、修正をしております。51 ページまで文章全体の修正・追記・充実をしています。

50 ページです。

「（５）企業・職場」につきましても、「課題」と「取組の方向」を「現状と課題」と「取組の方向」に構成を変えたことから、文言の修正なり文章の充実をしています。

続いて、53 ページです。

これについても、「取組の方向」について、全体に文章、表現、文言の追記、修正ということで、素案から比べるとほとんど変わったといえますが、修正された内容になっています。ただ、詳しくする方向で表現を変えたということで、下線が多いですが、基本的な部分については修正はないということです。

そして、54 ページです。

下から 1 行目から 5 行目ぐらいまでですが、「取組の方向」のところのインフォームドコンセントの徹底等の文章の追加したほか、前回の委員の意見を踏まえまして、表現、文章をわかりやすく修正しています。

55 ページです。

「（３）保健福祉関係者」の「取組の方向」のところですが、虐待事案という文言を追加しています。

そして、58 ページです。

「（７）マスメディア関係者」を「（７）メディア関係者」に修正しています。

59 ページ以降も、内容の拡張なり、文言等の修正をしています。

最後、62 ページの「第 5 章 計画の推進」については、文言の一部修正という形になっています。

8 月 6 日の前回の懇話会で意見をいただいたところを中心に説明しました。基本的には、委員からいただいた意見については修正をしていますので、よろしくお願いします。

あと、第 3 章の人権問題の関係で、目次のところをもう一度お願いしたいのですが、1 ページ、「第 3 章 人権問題の現状等」のところについて、具体的に御相談といえますが、皆さんの意見をいただきたいのは、その順序の関係です。この資料では、「社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題」の後に「さまざまな人権問題」という順序にしていますが、1 ページのところは人の属性にかかわる問題の後に社会情勢で、また、さまざまな人権問題は、どちらかというと人の属性にかかわる問題となっています。こういう順序がいいのか。それとも、犯罪被害者等の後に「さまざまな人権問題」を先に掲載して、最後に、「社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題」を掲載すると。顕在化している人権課題というのは、それぞれの人権問題も、ここにもかかわってくるということで最後に持ってきたほうがいいのか、ちょっとこの辺についても意見をいただければと思っています。

私からの説明は以上です。よろしくお願いします。

○座長

説明ありがとうございました。

前回出た意見もそうですけど、全体にかかわるものと特定の部分だけで処理できるものとあります。説明では、特に区別せずに説明いただきました。そうですね、これから 1 時間ほどかけてゆっくり問題を見ていきたいと思っておりますけれども、恐らく全体にかかわる部分と個別部分を分け

たほうが問題の処理により適切じゃないかと思いますので、初めに、全体を通してお気づきの点ありましたら、まず意見をお聞きして、あとは個別といっても随分いろいろあるので、時間はかかると思いますが、大体先ほどの説明の順序に沿って、資料に沿って展開したいと思います。

まず、全般的な問題で、特にお気づきの点がありましたら、自由に発言をお願いします。

○委員

全体にかかわることだけということで、一つ確認ですが、この案は、人権啓発推進室が調整役になって、各部局に対して、こういうふうな形でいいのかという問い合わせをして、それを受けてまとめているというふうに前に言われていたので、今回いろいろ修正が入った、教育委員会関係が多かったと思うんですけども、そういうやりとりの中で変わったのかどうかというのが一点質問です。

2番目に、この懇話会の中では順番ですね。人権の課題の順番についてどうするかということで、国の施策に合わせるか、同和問題という地域課題を筆頭課題にするのかということで、ちょっと議論はしましたけれども、こういう形で落ちついたのかなというふうに理解しました。ただ、必ずと言っていいぐらい「同和問題などの人権問題」という表現をわざわざ入れたのは、やっぱり薄められてしまっただけで困るというような何かの意図があったのかどうかということで、そこだけ確認したいので教えてください。

○座長

ありがとうございます。

具体的な指摘ですので、事務局のほうで答えられる順番をお願いします。

○事務局

まず、一つ目の質問で、人権啓発推進室と各課の関係ですが、人権啓発推進室が直接取り扱っている人権問題もちろんありますし、府庁の各部局、これは間違いなく全部局だと思っていますけれども、それぞれの施策に人権問題が関連しているというふうに思っています。

修正の部分につきましては、もちろん委員の意見を踏まえた部分もありますけれども、現場サイドで専門的な用語とか、表現についても、国の表現とか、より誤解を招かないような表現とか、そういったやりとりの中で修正したものがほとんどだというふうに理解しています。

同和問題の関係ですけれども、人権問題に順序はないというふうに思っていて、今までからそうなんですけれども、「○」ということで列記させていただいている。

並べ方につきましては、現計画ですと、同和問題から患者等までと、さまざまな人権問題というふうに分けてあるんですけども、前半部分は、過去からの取組、京都府独自で地域性とかニーズに踏まえて独自の取組をしてきたという経過のものを順番に並べています。

同和問題というのは、まだ、決して解決した問題ではありませんで、これからしっかり取り組んで行かなければならない問題ですので、今までどおりの順番でこういうふうに列記したということです。

○座長

はい、ありがとうございます。

各課との調整は、分担の問題もありますけども、基本的にはなされているという前提です。

それから、同和問題。私は、不当な差別という人権共通の問題に係るという意味では、代表的というか、先陣をきったというか、非常に重要な機能を果たしてきたと思いますけれども、直接かかわる人の数という意味では、子どもとか女性のほうがはるかに多いわけで、国のほうでも、そういう点を重視して問題の順番を決めていると思います。

同和問題が果たしてきた、そういう特筆すべき点と、逆に同和問題を強調し過ぎることで、それさえ過ぎれば人権問題は解決しているということではない。むしろ、いろいろ新しい局面も出てくるし、新しい取組も必要になってくると。ですから、そういう意味で、特に数字で順番をつけることなしに問題等を並べられたというふうに理解したいと思います。

ほかに、全体でお気づきの点がありませんか。

○委員

事務局の最後の問題提起というか、ささいなことでもあるし、大きいことかもしれませんが、順番について意見をということでしたので、そのことで。

私は、事務局が言われたように、人権の課題がずっと並んでいて、さまざまな人権の課題というふうに並んで、最後に社会情勢での中での新しいことというふうに並んだほうが、文脈としては素直かなと思います。

○委員

賛成です。

○座長

ありがとうございます。

私も、きのう、これを見て、あんまり時間的に余裕がなかったんですけども同じような指摘はしました。

だから、個別の問題が流れて、しかし、全体に共通する点は、部分的には初めのイントロダクションのところで指摘し、最終的には最後の詰めまでやるというのがわかりやすい順序だろうとは思っています。

それでは、また全体的な問題に気づかれましたら、適宜聞いていただくこととして、先ほど説明された順番に沿って見ていきたいと思います。特に、前回、自分の言ったことが正確に反映されているかどうか、あるいは、取り入れられているか。もし、取り入れられてなければどういう理由なのかとか、いろいろあると思いますので、御自由をお願いします。はい、どうぞ。

○委員

「メディア関係者」のところですか。58 ページ。メディアというものの捉え方について、事務局のほうは、やはりマスメディア、新聞、テレビ、ラジオを念頭に置いているようですけれども、私が前に提示したのは、ブログだとか、そういうネットのメディアということで、結構、情報発信して、それが社会的な影響力を持ちつつあるというふうに考えているということで、そういうメディア関係者、もうそれは生業としているところもありますので、それをひっくるめた対策というんですかね、「現状と課題」を変えてほしいと思って言ったんです。

そういう意味で、具体的には、例えば「現状と課題」の5行目、「報道や取材活動等」というところを「報道や情報発信、取材活動等」というふうに。報道と情報発信と同じじゃないかという意見もあると思いますが、報道と情報発信はちょっと違ってまして、この情報発信がブロガーとか、そういう人たちの活動を印象づけるということになると思うんです。

ここは別のもう一つが、その上、報道や取材活動等の上にも、「誤って報道等をされた」の「等」のところに、「報道、情報発信」と入れてもらったかどうかと思うんです。この前の、五輪のエンブレムの問題も、実はネットが問題提起して、これだけ動かしたということで、個人でブログ情報発信している影響力って、こんなに大きいものだという事。その人たちの責任も非常に大きくなってきているわけです。

そういう人たちが自覚的に、人権にかかわることについて情報発信する上での責任感を持ってもらうということは、非常に大事な事になっていくと思っていて、その部分をどこに入れたらいいかというと、ここしかないのかなと思います。インターネットについては、いじめのところでも出てきますけれども、やっぱり情報発信する側も、人権感覚や、責任感を持ってもらうという意味では、ここかなと。

しかも、これは、これからの計画です。これからもっともってそういう問題が大きく出てくる。ですから、今回、エンブレムの問題がネットによって動いたわけですけど、いい面と悪い面があって、これから検証するべき事象だと思っています。文言的には、ここに、情報発信と一言入れるだけですけども、そういう趣旨です。前回もそういう意味で言ったつもりなんですけど、東日本大震災のときに、ネットがかなり重要なことを役割果たしたというのは、そういう意味なんです。

○座長

ありがとうございます。

前は、「マス」をとるというところに委員の関心が集中していましたが、今言われたように、現在は、非常に少数の人による提言でも大きな影響を与える。そういう状況なので、情報発信者側の人権に対する捉え方、あるいは発信したことによる責任という側面も入るような形に変えていただいたほうが、委員の意見の趣旨により沿ったかたちになるのだらうと思います。

○委員

ちょっといいですか。「メディア関係者」というと、関係者という言葉が業界を思わせるので、「メディアに携わる者」とかにすると、ブロガーも印象づけられるのかなと思います。

今、ブログを発信しているのは、別に個人じゃなくてグループとか、いろんなNPOとか、そういう人たちがかなり情報発信しています。有益な情報もあるし、ひどい情報もある。そういう人たちにも、人権について、責任について考えてもらいたいという趣旨です。

○座長

ありがとうございます。

個別問題に入られましたので、特に順序にこだわらず、それぞれ関心のある分野について発言をいただければと思います。

○委員

前回、夏休みの宿題ということで、先生方にいろいろとお手数おかけました。

今回、「難病」というのが入っていますけれども、感染症という表現については、私のほうでもいろいろと検討したんですけども、前回、意見のありました、風評被害的なところと、人権、疾病等をミックスして書いたらややこしくなるので、これだけはちょっと区分けをしてもらえたらというところはありません。

それから難病患者というのは、これは10年前にはなかった文言なのではないでしょうか。そこら辺、難病という言葉が突然出てきたので、ちょっと経過がわからないんですけども、確かに難病はふえていますし、そういうような対応をしてもらえることは、表記としてはよろしいかと思います。

あと、ハンセン病に関しましても、なくなってはいるんでしょうけども、やはり疾病としての歴史は残るわけですから、今後そういう形で、完全にハンセン病という疾患がなくなってからも、そういう事例があったということは、計画の中に残していくことが、医療的な人権の問題としては必要なというふうに思います。

○座長

ありがとうございます。

問題にもよりますけれども、歴史的な経緯というのは、簡単に触れていただくほうが、なぜ、その問題が特に取り上げられるのかという理解には役立つだろうと思います。

一般的な点も踏まえて、どうぞ、それぞれの関心がある場所でも取り上げていただいて結構です。

はい、どうぞ。

○委員

読んでいてちょっと違和感を感じたところなんですけれども、項目としては、「障害のある人」の「現状と課題」の部分です。結びの文章のところで、「全国平均を上回る」とか「下回る」と、ちょっと抽象的な表現があるんですけども、前項の「高齢者」の部分の現状ですとか、あと、「女性」「子ども」の部分に関しては、結構具体的に、何件ですとか、何%ですといった数値が出ているので、読んでいて、ここだけふわっとした表現のように感じます。現状のところ少し数値に触れられればより統一感が出るかなと思います。

○座長

ありがとうございます。

特定の項目についてだけ特定の数字が上がるというのは、全体のバランスとして必ずしもよくないので、その辺、事務局のほうで、できるだけ違和感が起こらないように、共通性が必要な場合は共通性を持たせる書き方を選んでいただきたいと思います。

事務局のほうでも、そういう指摘について、実はこういう問題がありますということがあれば、大いに言ってください。

○事務局

商工労働観光部です。障害者雇用率に関しましては、2.2%という目標がありまして、そこに向けて取り組んでいます。今回、特にそういう数字を書く書かないという検討はしていませんでした。記載する方向で修正したいと思います。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

どうぞ、ほかの委員も遠慮なく。

○委員

19 ページの「子ども・青少年」のところで、「青少年」を外していることについて、もう一度説明してもらえますか。

○事務局

内容的には、これまでから「子ども」のところに「青少年」の部分も含まれているんですが、青少年というと、何歳ぐらいまでなのかとか、定義がちょっとふわっとした部分がありまして、国の計画や、ほかの都道府県の計画を点検したんですが、国の計画のほうでも、「子ども」という項目で整理をされていますので、ここは、「子ども」という形で内容を充実させていきたいなと思った次第です。

○委員

「子どもの権利条約」の18歳というのを基本と考えていいですか。

○事務局

ここで言う「子ども」は、そこまで厳密に、例えば「児童福祉法」とか、「子どもの権利条約」の定義づけで考えているわけではありませんで、もう少し広い範囲で捉えていただければと思っています。

○座長

「子ども」という言葉が初めに出てくるとき、あるいは、後ろの用語の説明で、例えば、子どもというと、一般的にこういうふうに捉えられがちだけれども、条約ではこうなっているとか、そういう説明があった方が、要らぬ誤解を招かないと思いますので、その辺の断わりを入れてください。

○事務局

よく検討させてもらいます。

○座長

どうぞ。

○委員

24 ページの障害のある人のところですが、「現状と課題」と「今後の取組の方向」という形で書いておられて、もちろんここに条例のことに言及されているんですが、ただそういうものがありますという表現ではなくて、合理的配慮が必要だという考え方をもうちょっと明確に出したほうがいいんじゃないかという印象を持ちました。

かつては、条件が整っていないから学校に来れないよとか、あるいは、条件が整っていないから企業が雇うのは無理だよっていう形にしていたのが、条件を整えることが大事だというふうに転換しているはずです。そのことの訴えがちょっと弱いように思いまして、ここら辺をもうちょっと障害者差別解消法の理念を入れた表現にしたほうがいいんじゃないかと思います。

その関係で、51 ページのほうに、雇用の問題が載っているんですけども、そこにも障害者雇用の問題について、もうちょっと言及してもいいんじゃないかなというのが意見でして、文章としてははっきり出したほうがいいんじゃないかと思います。いわゆる合理的配慮という文言がどこにあるのかなとずっと探していたんですけど、ないので、それが意見です。

28 ページに飛びまして、外国籍の方々の問題ですけども、「外国につながりを持つ子ども」という表現と、「外国籍児童生徒」という表現がありますね。この辺、もうちょっと整合性というか、外国籍者とか、外国につながりがある人とか、統一的な表現になったほうがいいんじゃないかなという思いが一点。

また、28 ページの真ん中辺で、学校においては、「外国籍児童生徒の正確な実態把握に基づき」という表現があります。これは、非常に簡単なことですよ、住民票を見ればわかることですし。これも大事なんですけども、むしろ、現在、明確に外国籍だとわかる子どもではなくて、日本生まれ、日本育ち、あるいは連れ子として来ていたり、日本国籍をとったような子どもでも、非常に、目に見えない困難を抱えているということが問題になっていますので、非常に難しいことなんですけど、ここの、実態把握という表現のところに、「外国につながりのある子ども」という言葉も入れてほしいと思います。これは、家庭訪問でしか把握はできないと思いますが、それはすごく大事になってくるかなと思ってますので検討してください。それが、二点目です。

それから、49 ページ、家庭のあり方なり家庭教育というところですね、49 ページにたくさん出てきますけども、ここで、親という表現を使わざるを得ない部分もあるんですが、親のいない子はどうするのかという議論を教育委員会なんかのほうではして、保護者という表現に何か所か変わっていたと思うんです。親という表現を使わざるを得ない文脈と、親じゃなくても子どもを育てている責任者、保護者というふうな表現にしたほうがいい場合は、なるべく保護者という表現に変えてもらえたらと思います。それから、これはできたら教えてほしいんですが、52 ページに新たに追加ということで、ある意味、画期的だと思っているんですが、真ん中辺に、法律家、議会関係者等に対して、できる限り啓発活動をやっていきいたいというふうにあります。例えばどんなことをイメージして、こういうふうに書いてもらったのかを教えてください。

法律家とか議会関係者等に対して、「行政機関としての役割を踏まえつつ、人権教育・啓発に係る情報提供など可能な限りの協力に努めることとします」ということの、具体的なイメージなどがあれば教えてください。

○座長

はい、ありがとうございます。

4点ほど指摘されて、それぞれ重要な問題と思います。特に合理的配慮というのは、その問題の核心の部分なので、単に法律名に触れるだけじゃなくて、何々を目的とするとか規定したとか、そういうことでも随分内容的に理解が進みますので、その点をお願いしたいと。

あとは、外国籍の子どもとか、親をどう表現するかとか、これ具体的な問題ですので、お答えいただける範囲でお願いします。

○事務局

貴重な御意見をありがとうございます。健康福祉部です。

今の、一つ目の合理的な配慮について、確かに指摘いただきましたとおり、この、いわゆる「いきいき条例」は、条例のポイントが何カ所かありまして、今、御指摘のように、障害のある人にとって生活を送る上で支障となるバリアをなくしていくための配慮、これを条例上では、合理的な配慮と言っています。

ほかにも、この条例のポイントは何点かありますので、そこら辺は、はっきりと書き分けるような形で検討していきたいと考えています。

以上です。

○事務局

教育委員会です。

指摘をいただきました、28ページの「学校においては」という部分ですけども、「外国籍の児童生徒」というのは、教育委員会のほうも把握できます。外国籍の方には就学通知を出していませんので、外国籍の方からの申し出によって学校に入れるということで。

ただ、例えば結婚して日本国籍になっておられて、就学通知を出しているような方について、家庭訪問でそれがわかるかどうか。例えば、在日朝鮮人の方とか、いろいろな方がおられるので、この文面上で、「実態把握に基づき」ということを書きますと、把握ができるかどうかというのは、危惧されるところです。

例えば、もう少し和らげて、外国籍児童生徒や、外国籍にある子どもたちの実態を「把握」ということをちょっと弱めて、「その把握に努めながら」とか、少し弱めた形で検討させてもらいたいということが一点です。

それと、確かに家庭教育の部分で親という表現については、非常に難しいところです。今、子どもの貧困対策をしていますと、一人親家庭が非常にふえているという状況がありますので、今言われたとおり、親という表記を使うことがいいのか、保護者にするのがいいのかということもあるんです。ただ、家庭教育で親が学んでもらいたいという気持ちも、教育のほうでは持っていますので、どんな表記ができるか、また検討します。

また、この計画とは別に、教育振興プランというの、今ちょうど5年目で中間見直しをしていますので、そのあたりと整合がつくように検討をするということで、御理解をお願いします。

○座長

ありがとうございます。

動いている問題をどう表現するか、非常に難しいですけれども、なるべく先ほど指摘のあった趣旨が生きるようにお願いします。

○事務局

「外国籍府民」と書かれているところの表現につきましては、教育委員会ともよく相談して、適切な表現等、検討したいと考えています。

○座長

はい、そうですね。

私も今、事務局が四条烏丸に近いところにあるんですけど、通りを歩いていて、私から見たら日本人に見えるけど全然違う言葉で会話しているとか、そういう意味では、日本人、つまり、日本で生まれ、日本に育って、日本の親がいてという人と、必ずしもそうじゃないけど、外から見たらわからない場合があるので、先生は確かに大変だろうと思いますけれども、教育の本来の機能からして、一人ひとりの子どもに則した対応というのは大事だと思いますので、その点に入るように、教育委員会、関係者のほうでも配慮をお願いします。

○委員

私も、24 ページからの、「障害のある人」の部分についてですけれども。

まず、変えていただいたところで、この「ノーマライゼーション」と「ユニバーサルデザイン」のところで、前回、意見が出ていましたけれども、このように括弧書きで説明をつけ加えていただいたことで、よりわかりやすくなったのかなと思います。

また、「社会参加」のところで、住まいというか、住居の問題が取り上げられていることもわかりやすいと思います。

55 ページのところでも、虐待の案件に触れられているところはよいかなと思います。

逆に、今までの意見のところでも、少しまだ不十分かなと思うところが3点あります。

1 点目は、1 回目の会議で言いました当事者の参画ということについてです。このような議論を続けていくと、やはり障害のある方当事者の意見をどのように反映するのかという扱いについても、大事な視点かなと思います。

国際的には、「Nothing about us, without us」ということで、私たちのことは私たち抜きに決めないでというふうに言われていますから、やはりどこかでそういう当事者の参画ということをしきっと考えていきたいということを入れてもらえればと思います。

2 点目は、ほかの委員からも指摘がありましたけれども、障害者差別解消法のことです。府条例には触れられていて、それはそれでいいと思いますが、やはり法律の経緯をいいますと、障害者基本法があって、そして、障害者権利条約に批准をしてということの中でできてきた障害者差別解消法ですから、その流れの中でしきっとそれを表記していただくということが大事かなと思いますし、それによって、府条例の意味もより増すのかなと思います。

そうになると、合理的配慮のことを避けて通れないわけです。合理的配慮は、地方公共団体や独立行政法人等は、もう義務となっていますので、障害者差別解消法の趣旨に基づき、合理的配慮についてどのような姿勢を公共団体として持っていくのか、公的機関としてどういうことを心がけていくのかというのは、今後の取組の方向性の中で、大変重要な位置にあると思うので、ぜひ、そこのところを一義的に取り扱ってもらいたいと思います。

あわせて、これは民間の団体には努力義務となっていますので、25 ページの下の「正しい知識の普及・啓発」というところには、そういった民間のいろんな機関についても、合理的配慮の理解の普及に努めたいというような文言になっていいのかなと思います。それが2点目です。

3点目は、先ほども話がありましたけれども、具体的数値についての表記をどれぐらいにするかということです。ここに障害者雇用率についての数値を挙げるのであれば、虐待の案件について、後半のところで虐待が発生しているというふうにも出ていますし、平成24年に法律ができて、25年、26年と、厚生労働省は全国の虐待の件数を数値で公表していますので、そういった、虐待の案件数の数値を挙げたほうがいいのか、それは挙げてないほうがいいのか、そこも検討してもらいたいと思います。

○座長

ありがとうございます。

具体的な指摘です。特に、私は国際法を専門にしていますが、条約があっても、それを実施する国内法があっても、国内法も法というレベルでやる場合と、あるいは条例等々、いわゆる広い意味の行政レベルでやる場合と、それぞれが持つ意味、あるいは適用範囲が変わってくるので、具体例に入れる場合は、その辺が、なるだけわかるような表記が望ましいんじゃないかと、聞いていて思いました。

ほかの具体的な指摘もありましたので、関係部局、もし何かありましたらよろしく願います。

○事務局

健康福祉部です。

今、委員から指摘いただいた、いわゆる「障害のいきいき条例」についての合理的配慮の部分、あと、障害者差別解消法であるとか、府条例との関係、一番最初に言われた障害当事者の意見の反映というようなことも含めて、どのような形で今回の計画に書けるかどうか、また持ち帰り検討したいと思います。

○事務局

先ほど委員から質問があった点で1点抜けていました。議会関係者なり、法律家の関係ですが、実は現計画においても、その表現がありまして、素案では抜けていたということで、追記をしたということです。具体的には、法律家なり議員なりの立場を踏まえながら、できる限り情報提供等に努めるというようなアクションになろうかと思います。資料上は、後から追加したという形になっていますが、現計画を継承して、同じ内容を盛り込むということです。

以上です。

○座長

問題にもよりますが、当事者に意見を聞くというのは、あらゆる人権問題について大事なことです。自分たちの意見を聞かずに自分たちに係る決定はしないでくれと。「障害者権利条約」が採択されたときに、自分たちが中心につくったというのが非常に強調されましたし、同じ考え方は人権の他の分野でも徹底していただきたいということです。

もちろん、さっきの外国人みたいに難しい場合もあるけれども、なるべく直接関係する人の意見を聞くということが人権にとっては非常に大事だと思いますので、そういう点もよろしくお願いします。

はい、どうぞ。

○委員

28 ページのところで、教育委員会のほうから、「外国籍児童生徒」と「外国につながりを持つ子ども」というところの私の指摘に対して、「外国籍児童生徒の正確な実態把握に基づき」というところを「把握に努める」なりに変えさせてもらったと言われたんですが、この表現を変えないでほしいです。外国籍児童生徒についての実態把握に基づき行うということはやっていただきたいと思っていますので、ここは変えずに、何らかの形で、外国につながりを持つ子どもたちも掴んでいきたい、努めます、ぐらゐの表現にしていただけたらと思います。

この、「実態把握に基づいて行う」というのは、ある意味すごく大事な表現で、出発点になる表現だと思いますので、変えないでほしいと思います。よろしくお願いします。

○座長

どこを変えるか、変え方によっては、提案された趣旨そのものも変わってしまう場合があるので、その点は十分注意していただきたいと思います。

○委員

法律家の啓発は、ぜひやってほしいと思います。法律家も最新情報に触れていないと、問題ある相談とかになってしまいますので。

先ほど、「ノーマライゼーション」などの話が出ました。日本語の簡単な説明があるほうがいいというのが結構目につきましたので、指摘させていただきたいと思います。

まず、33 ページの「今後の取組の方向」にある「メディアリテラシー」はわかりにくいです。

37 ページ、「就労環境の改善」のところで、「コンプライアンス」が出てきていますけれど、これも法令順守か何かになりますね、ちょっと書いておいたほうがいい、わからない人が結構出てくるかなと思います。

それから、46 ページの最初のところ、「学習内容・指導方法」の中の「シティズンシップ教育」。

もう一つ、54 ページの下の方、「インフォームドコンセント」も日本語で説明がないとわからない人がいるかと思っています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

巻末に、外国語をまとめて説明というのは、それはそれで結構なんですけども、大体が1回か2回しか出てこないような。例えば「メディアリテラシー」というような言葉は、その言葉のすぐ後に括弧でもつけて書いた方がいいですね。

「シティズンシップ教育」についても、健全な市民としての教育ということで、使っている人はわかるんだけど、括弧で半行ぐらいで済むような説明なので、そういうものを全部後ろに回しますというよりも、回数にもよりますが、出てきたときに簡単な説明があったほうがいいんじゃないかと、読むほうとしては、そのほうが身につくというふうに思います。

具体的に指摘がありましたので、よろしくお願いします。

○委員

20、21 ページにかけて、「子ども」の「現状と課題」となっていますが、20 ページの中ごろ、「依然として子ども自身が権利の主体であることは、十分に認識されていません」というところ。これは、大人側が認識してないということになっているんですけど、子どもにも、自分たちの権利があるということがほとんど知らされていない。「子どもの権利条約」が普及しないのも、それだろうと思っています。

今、社会のいろんなところで、子どもたちが自分で自分の意見を表明するということがすごく大事だと思っていて、ここの「子ども」に、「子どもの権利条約」の推進とか、周知する機会をもっと広げるような文言を入れてほしいです。

○座長

はい、ありがとうございます。

自分の意見を聞かずに自分のことを決めるなということは、子どもにも当然当てはまることなので、特に日本の場合、子ども自身が権利を持っているという社会的な意識が不十分ですね。

ですから、「子ども」の初めの総論的なところで、子ども自身が権利の主体であるという社会的な認識と並んで、子ども自身にそういう認識を植えつける必要があるという点について、強調していただいたほうがいいんじゃないかと思います。

府のほうで、もし、何かありましたら、どうぞ。

○事務局

「子どもの権利条約」があるということは、教職員は資料を持っていて理解はしているんですけども、発達段階にもある子どもに、「子どもの権利条約」を教えるというのは、実態的に非常に難しい面があるのが実情です。

ただ、子どもたちが主体的に人権について考える。例えば、いじめ問題について考えるとか、自分たちの人権にかかわることだということを学習する機会がありますし、自分たちは人権を持っていて、人権で守られるべきだということは教えているんですけども、子どもが主体的に、権利を持っていて何々できるということを、学校教育の中で今やっているかというところ、そこは弱いと思います。子どもに考えさせることはやっていると思うんですけども、あなたたちは権利条約で守られていますよっていうところまではできてないと思います。非常に難しいです。

○座長

そうですね。子どもは、確かに発達の段階もあるし、個人差もある。ただ、あなたがどう思うか、言いたいことは言っている、言いなさいという進め方はできる部分があるとは思いますが。

○事務局

今、文科省のほうも、「アクティブラーニング」という、主体的、共働的な学習をより推進していくという方向は出ているんです。子どもたちが主体的に考えて共働的に学習していく、そういう取組は今後も続けていきますので、子どもたちが意見を言えるというか、主体的に言う。みんなで共働してやるという学習はある。そういうことをより一層推進していきたいと考えています。

○委員

21 ページのところですけど、「NPO」、「SNS」、「フィルタリングサービス」、これもちょうと簡単な説明があったほうがわかりやすいかと思います。

続いて、ちょっと表現がわかりにくいところがありまして、26 ページの最後のあたりに、「外国につながりを持つ国籍や文化、習慣など様々な背景を持つ」というのが、「持つ」が2 回続いてまして、日本語の表現としてはわかりにくくなっているの、少し表現を工夫する必要があるかと思います。

35 ページの最後の表題なんですけど、「安心して働ける職場環境の推進」とありますけど、「環境整備」かなと思うんですが、あえて整備を抜くのがいいのかがよくわからないんです。

もう一つ、40 ページの一番上のほうですが、「性に多様性があることへの府民の理解」というのがあります。性そのものに多様性があるのかというのがありまして、表現としてこれでいいのか。ただ、ここで性的指向と言ってしまうと、何か限定され過ぎるような気もしまして、この表現がいいのかどうか、ちょっと私はよくわからないです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

具体的な指摘ですので、それぞれ。

はい、今の点に関連する御発言を。

○委員

今、性に多様性があることという表現について言われたんですが、私は、この「性に多様性がある」という表現よりは、「多様な性」というふうに表したほうがいいんじゃないかと思います。

性というのは、男があって女があってという二項対立的な形で捉えられている。その性が、セクシュアリティの部分と、ジェンダーの部分と、セックスの部分という3つの要素で考えると、例えば、男らしい男、男が好きな男、心は男だけど体は女みたいな、幾つかのグラデーションの中で男と女がいる。今は、性というものがそういう捉え方に変わってきているはずですし、男と女って、きれいに分かれるものじゃないよねと。もちろん、未分化の性を持っておられる方、体の問題として男でも女でもないという方も、何%かの割合で生まれると聞いていますので、そういう意味で、性に多様性があるという表現よりは、多様な性というふうにはっきり書きちゃったほうがいいんじゃないかと思います。

ただ、かなり説明しないとわからない話ですよ。そういう意味で、片仮名語に対してちょっと日本語を入れるという形の処理をしておられるんですが、最近、非常に難しくなっているので、はっきり注をつけたほうがいい部分については、注をつけていくという形で処理をしたほうがいいかと思います。

○座長

ありがとうございます。

表現は、使う人はわかったつもりで使っていますが、問題は、それを聞いたほうが、使っている側の意図どおりに理解できるかですね。それが注の必要性につながると思いますが、必要ある場合は近いところで印をつけて、誤解がないような説明をそこに加えると。それは、外国語で後ろに括弧をつけて済むという問題とは違うと思いますので、その点もよろしくお願いします。

はい、どうぞ。

○委員

54 ページ、「（２）医療関係者」の「取組の方向」のところで、「機会をとらえて人権に配慮した対応の必要性について啓発しています」の、機会は、具体的にはどういうことを指しているのでしょうか。

それと、これはちょっと違和感のあるコメントかもしれませんが、「２ 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進」と 52 ページのところにあって、見ていると確かに人権を守っていく職種、医療関係者を含めて、警察職員、公務員が入っていて、その中に、取り組みます取り組みますという、人権に対する正の姿勢、わかっている姿勢で、守っていくという方向で向かわなければならない職種として書かれているように思います。それはそれでいいんですけど、ちょっと表現が難しいんですけど、何が言いたいかといいますと、ややもすると、そういう公職に立っている人たちというのは、ある種、その人の人権というものは守られているようで守られなくて、守る側にいつも立ってなければならないというしんどさがある。そこで結局疲弊してしまって、離職する人がふえていくという事実も別のところにはあると。

人権問題というのは、基本的に、どちらかが上に立って、どちらかが下になるということではないので、平べったい発想であるというところをもう少し簡単な言葉で、あなた方もしくは私が守りますではなくて、お互い守り合って携わっていきましょうというような文言がどこかに、この計画の中身に、10 年先に向けて入っていけるといいんじゃないかなと思います。

○座長

はい、ありがとうございます。

趣旨は、事務局のほうも十分理解されていると思いますので、文章を書くのは難しいですけども、できるだけ言われた趣旨が反映されるような表現を考えていただきたいと思います。

この後、11 月にもう一回このような機会があるので、そのときまでには、我々がきょういろいろ言ったことが、できるだけ反映されるような形でまとめていただけたらと思います。

はい、どうぞ。

○委員

具体的な表記の仕方での提案です。2 点あります。

一点は、39 ページ、性的指向と性同一性障害のところですが、この項目の表題が今、「性同一性障害、性的指向」となっていますけれども、この順番を入れかえてみてはどうだろうかという点です。理由は、これが「さまざまな人権問題」ということで、「ホームレス」から、「刑を終えて出所した人」、「アイヌの人々、婚外子、識字問題」というふうな形で、どちらかという差別を受けやすい、人権を侵害されやすいというネガティブなイメージの区別になっていると思うんです。確かに性同一性障害というのは障害ということですけど、性的指向というのが後ろに来ることで、性的指向そのものが何か問題なような受けとめ方を私がしてしまったものですから。逆転したからといって、それが解消するわけではないんですが、読みやすさとしては順番が変わったほうがいいのかという気がしました。

もう一点は、一番最初に話のあったメディアのところですが、58 ページの、「（７）メディア関係者」というところ、委員の意見では、情報発信者も含めてということになるということです。

ので、このタイトルは「メディア関係者、情報発信者」ということで併記をしてみてもどうだろうと思いました。

○座長

はい、ありがとうございます。

具体的な指摘ですので、よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

○事務局

今、指摘いただいた点について、よく検討はしていきたいと思っています。

最初に指摘いただいた、性的指向のところですが、現計画にも、性同一性障害というのと、それから性的指向についても最後のところに少し書かれてあるんです。当時、10年前、性同一性障害のほうは、法律等で一定の社会的認知、周知といったことがされていて、ここ10年ほどで、性的指向が、国際的にも、国内においても、国のほうでも教育サイドでも進んでいるところです。

順番については、あまりこだわってはいないんですけども、そういう経過を踏まえた配列にしているというのが正直なところです。

○事務局

質問をいただきました、54ページの「(2)医療関係者」の「機会をとらえて」というのは、どんなことを指しているのかという質問だったと思いますが、例えば、京都府の健康福祉部の職員ほかに、関係団体の職員さん、例えば、看護協会、栄養士会、理学療法士会など、各種団体に対して、年に1回ではありますが、健康福祉部が人権について研修等を行う機会をとらえて、一緒に参加してもらえませんかという案内をしています。

ただ、それで、ここに書いてあるようなお医者さんとか歯科医師さんとか、全てに対してということではできていないというのが現状ではあります。

○委員

全体的話なんですけども、この計画の書き出しは、第1章の初めから始まるんですか。というのは、これだとはっきり言って、つかみとして非常に読みたくないなという感じがするんです。ですから、この計画の趣旨を短く、本当に基礎の部分を短い章で書きあらわしてほしいと思います。

今、意見で出ていた当事者の声を聞くということ、子どもも当事者、人権があるんだという、そういうエキス。主体はどこにあってというのをきちんと明記するような、そういう文言ですね。人権の理念、と言っても堅苦しい言葉じゃなくて、一般の人が読んで、ああこういうことが人権なんだと、人権の主体はこうなんだというのが具体的にイメージできるような文言、やわらかい文章、誰が読んでもわかるような、片仮名のない、漢字が少ないものが、まずは欲しいと思います。

その上で、この国際的な人権尊重の流れというのはあっても構いませんけども、これがいきなり来るのは、はっきり言って前の計画と同じという感じがします。

○座長

はい、ありがとうございます。

やっぱり文章は初めが大事なので、なるべく具体的、しかも、関心を集めているようなトピックをうまく入れて、人権とはこういうふうに大事ですよということを強調してもらおう。やっぱりいきなり難しいのがくるとというのは、よくないと思います。この点は、まだ機会がありますけれども、事務局のほうでも考えていただけたらと思います。

はい、どうぞ。

○委員

割と細かい話になっているので、63 ページ以降の、「これまでの主な取組等」と書いてあるところ。個別課題にかかわる法とか条約とか、さまざまなことがあるんですが、ちょっとちぐはぐな感じがします。どのレベルで取り上げるかというのが難しいと思いますけれども、他の事例も参考にしてもらって、非常に大きな条約・法改正については取り上げてほしいし、それを踏まえた上で、京都府なりの対応も書くという方針だというふうに理解したいと思っています。

例えば 69 ページ、「外国人」のところでは、府のことばかりが書いてあります。定住外国人に対する法としては、国際人権規約と難民条約を抜きには語れないと思いますので、それを必ず入れていただきたい。定住外国人という外国籍の立場の方でも、日本国籍者と同様の権利が認められるということは、そこから始まりますので。

一方で、同和問題については同和教育の方針まで書いてありますので、そことの比較でいくと、69 ページに、京都府の外国人の教育の方針が入るのかなと思います。そう考えると、幾つか非常に重要な国際条約とかが抜けていると思いますので、また、今後のところに入れてもらえたらと思います。

逆に、どこに入れたらいいのかわからないんですが、71 ページぐらいの、「個人情報の保護」のところ、戸籍の通知制度というんですか、誰か取得した人がいたら通知しますよという、あのことも狭い範囲の話かもしれませんが、大事なことだと思いますので入れてもらえたらと思います。

○座長

ありがとうございます。

具体的な指摘ですので、事務局のほうでよろしくをお願いします。

今、マイナンバーが問題になっていますけども、あれもどこまで情報を公開というか、一般的に手に入るようになるのか、かなり難しい問題があるし、それも直接人権問題でもありますので、確かにそういう意味で人権は難しいし、社会の状況に応じてどんどん新しい問題が出てきたり、従来の考え方を変えるような発想が出てきたり、表現は同じでも内容が変わるということもありますので、大変な問題とは思いますが。

しかし、私のような者から言うと、全て行政は人権のためにあるということで、府としては大変だと思いますけれども、頑張ってもらいたいと思います。

はい、どうぞ。

○事務局

大切な御指摘をありがとうございます。

これまでの主な取組は、今までのものがわかりにくかったので、一覧表にして、よりわかりやすくしようという試みです。指摘いただいたとおり、ちょっとバランスを欠いているというのがあるんじゃないかということです。またよく点検させていただいて、バランスを確保して重要なものを落とさないようにしたいと思います。

戸籍と住民票の通知制度につきましては、基本的に市町村が独自の取組としてはやっている制度で、府は支援する立場です。本文のほうには、そのことはしっかりと明記していて、こういうふうに普及させていくことが大切だということも書いています。

いろんな視点から、バランスの観点から検討して、また相談させてもらいたいと思います。

○座長

はい、どうぞ。

○委員

先ほど、研修をやっていますと言われたんですけど、確かに現場で働いている医療者はもちろん、教育関係の方なんかは、研修会に参加するというのは非常に難しいようです。

人権は研修会をしなければしょうがないというところがありますけれど、これ、非常に難しいことだと思うんです。ですから、私、先ほど研修会の回数をふやしてくださいと言いましたけど、機会を踏まえるなら、いろんな機会があると思います。そのところの意味合いを、この「機会を踏まえて」というところに含めさせてほしい、単純に数をふやしてくれということではないということです。

それと、座長が今言われた行政は人権のためにある。以前、京都府の方に、例えば役所に行くと、その職員の皆さんが人権に対する認識を深めていたら、人権という姿勢がそこにずっと存在するわけであって、その接触の仕方の人権というものが広がっていくんじゃないかというようにお話をしたことがあります。

確かに人権教育ということは大事けども、今、座長が言われたみたいに、人権にかかわる人たち、私や、みんな、こういう公職についた者全てですけども、そのスタートラインのところに、人権とはこういうものなんだなということをまるやかに伝えられるようなことがベースになれば。一つ一つの研修、何かをしなければならぬということだけにとらわれずに進めていってもらえたらありがたいなと思います。

これは非常に難しく、仕事の部分ではないところかもしれませんけれども、そういうところが研修会を重ねることの実際の結果として取り上げていければ、人権というのはもっともっと速やかに浸透していくんじゃないかと思います。

○座長

はい、ありがとうございます。

説明全体の初めに持ってくる表現を含めて重要な指摘だと思いますので、よろしくお願いします。

質問、発言はいろいろあると思いますが、個別に気が付かれた点は個別に、できるだけ詳しい説明を添えて事務局のほうに提出していただいて、なるだけ11月の我々の作業が少なくなるよう、行政としても頑張っていただきたいと思います。

時間も近づいていますので、この場としての問題の指摘は以上で、区切りにしたいと思います。